

○大規模公園の再整備

総合公園などの大規模公園においては、それぞれの公園が持つ特性に応じ、魅力の維持・向上に努めます。このため、根本的な見直しは行いませんが、必要に応じ、利用者のニーズを把握したうえで、部分的な機能の見直しを図ります。



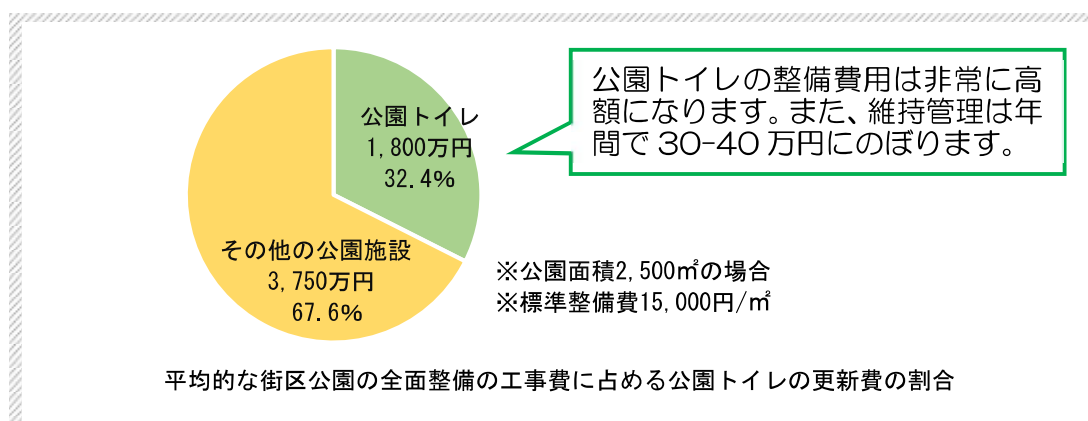
再整備予定の農試公園

○狭小公園の必要に応じた統廃合の検討

特に地域ニーズが高く、公園機能の向上、まちづくりへの貢献、コストダウンなどの効果が見込まれる場合には、必要に応じて狭小公園の統廃合について検討します。

○公園施設の適正化

公園の種類や規模、周辺の状況や利用状況などを勘案したうえで、施設撤去や配置転換などによる公園施設の総量のコントロールを行い、持続可能な施設の適正化を図ります。特に、公園施設のうち公園トイレは、政令指定都市の中で最も多い900棟近くを有し、そのうち5割以上が設置されている街区公園などのトイレは、更新時に公園利用状況や周辺地域の実態把握を行い、利用者の少ないトイレについて廃止を前提に検討していきます。



○安全・安心な公園づくり

さまざまな公園利用者の危険防止や必要な機能の確保のため、老朽化した遊具などの施設改修を実施するほか、入り口・園路、駐車場やトイレのバリアフリー化※を実施し、安全・安心な公園づくりとなる再整備を進めます。

主要公園では、外国人などの来訪者に対応するため、トイレの洋式化や、誰にでも分かりやすいピクトグラムなどを用いた案内表示を整備するなどユニバーサル化※を進めます。



ピクトグラムを用いた案内表示の事例

○災害に強いまちづくりに資する公園づくり

災害に強いまちづくりを推進するため、札幌市地域防災計画に基づく避難場所としての機能に加え、植栽などによる延焼防止など市街地の公園における防災機能の充実に向けた公園づくりを、関係部局や地域との連携により推進します。

・広場の保全、利用面の機能向上

災害時における避難場所や災害物資の荷捌き所などの災害復旧拠点として、最大限機能を発揮できるよう、公園緑地内の広場の保全及び周辺施設との連携など利用面の機能向上を図ります。



防災機能を持つ月寒公園

※ バリアフリー化：車いす利用者が円滑に移動し、利用できるように施設の改修を行うこと。

※ ユニバーサル化：「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、ここでは、外国人などの来訪者も含めて、誰もが使いやすいトイレとするため、洋式化や、わかりやすい案内表示とするなどの整備を行うこと。

- 公園緑地の防災機能のPR

災害時における公園緑地の重要性について、市民の理解を深めるとともに、公園緑地における防災機能のPRを進めます。



公園に設置された緊急貯水槽

- 他分野との連携

災害時の利用を見据えて、関係部局と連携し、防災訓練の実施など防災教育の場や共助の場としての活用を推進します。



公園内での防災訓練の様子

- 冬季間の利用を推進する公園づくり

再整備を行う際には、快適な冬の暮らしを実現するため、地域の意向を聞きながら、スキーや雪遊びができる築山や広場などの空間や、利用ルールに基づく雪置き場など、施設の配置を考慮した公園づくりを進めます。

公園の適正な管理と活用の推進

都市公園は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、より有効活用していく必要があります。

都市公園が持つさまざまな機能を効果的に発揮させるため、利活用の推進に向けた民間活力の導入や公園活性化に関する協議会の設置など多様な場や機会の提供を進めます。

主な施策

○民間パートナーと連携した公園の管理運営の推進

市民団体や民間事業者などの民間パートナーとの連携により、公園の特性に応じた公園の利用サービス向上や持続可能な管理運営を推進します。

・市民団体の公園管理運営への参加

個人や町内会、福祉団体などとの連携により、公園の維持管理や運営に参加する機会を増やし、市民の満足度や公園に関する愛着を育みます。



市民によるベンチ塗装



市民参加で行う公園花壇の花植の様子

・民間活力による公園の魅力向上

指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）※、設置管理許可制度※などの手法を活用して、公園内に飲食施設やレクリエーション施設等の誘致や、民間ノウハウを生かした管理運営を推進するなど、都市公園の魅力を高めます。

※ **公募設置管理制度（Park-PFI）**：平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行うものを、公募により選定する制度。

※ **設置管理許可制度**：都市公園法の規定より、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が与える許可制度のこと。

・公園の特性に応じた主要公園などの管理運営方針の作成

札幌市では、都市公園を取り巻く課題や都市公園法改正といった国の新たな動きを背景として、民間活力導入の可能性を踏まえた主要公園の管理運営のあり方（P103「主要公園の管理運営のあり方について」参照）を整理しました。

こうした主要公園の管理運営のあり方に基づき、公園のコンセプト等を民間パートナー等と共有するためのツールとして、公園の特性に応じた個々の公園ごとの管理運営方針を作成します。

○狭小公園の活用

狭小公園について、公園機能分担により新たな利用を生み出すほか、コミュニティガーデン[※]の設置など、レクリエーション機能以外での活性化を図る手法を検討します。



北の沢コミュニティガーデン

○ICT[※]活用

公園の更なる利活用を促進するために、ICTなどの新技術を活用し、公園案内へのQRコードを導入するなど情報を効果的に提供するための仕組みづくりを検討します。

主要公園では外国人などの来訪者に対応するため、HP等を活用して情報発信を進め、利便性を高めます。



アプリ「Tokyo Parks Navi」（東京都）

※ コミュニティガーデン：公有地や民間の未利用地などを、地域の方々が協力しながら緑化した地域の「庭」。

※ ICT：情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。

○プレーパーク※の場の提供

子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的に、既存の公園などにおいて地域住民などが主体的に運営を行うプレーパークの開催場所を提供します。



プレーパークの様子（西岡公園）

○若者の公園利用の推進

中学生、高校生を含む、若者の健やかな心身の育成のため、ニーズに応じた公園整備について検討します。



バスケットボールコートがある公園
（エルムの里公園）

※ プレーパーク：大人が子どもの遊びを見守ることで、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所をつくる活動。

○多様な社会貢献の提供や機会の創出

公園への愛着を高めたり、幅広く市民や民間事業者からのサポートを得る手段として、寄附制度や事業者の CSR※、ネーミングライツ※など、多様な社会貢献の場の提供や機会の創出を進めます。



企業の美化活動の様子（大通公園）

○冬季間における公園利用の推進

快適な冬の暮らしを実現するために、スキーや雪遊びのほか、利用ルールに基づく雪置き場など、冬季間のより一層の活用を推進します。



子どもが公園で雪遊びしている様子（円山公園）

○「公園の活性化に関する協議会」の設置検討

公園を利用する地域住民などと公園管理者が、利便性の向上に必要な協議を行うための協議会について、必要に応じて設置を検討します。

※ CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）：企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、倫理に基づく行動、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

※ ネーミングライツ：体育施設や文化施設などの施設の名称に企業名や商品名などをつける権利のこと。企業からネーミングライツへの協賛による収入を得て、事業や施設の維持管理といった、施設の持続可能な運営などに役立てる。

都市公園法 公園の活性化に関する協議会の設置について

〔平成 29 年（2017 年）改正〕

まちなかなど立地条件がよいにも関わらず、十分に利用されていない都市公園があります。こうした状況を受け、都市公園法の改正により、公園管理者は都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織できるようになりました。

【協議会の構成委員】

- 公園管理者
- 関係行政機関・自治体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体、自治会、町内会など

【協議会における協議事項（例）】

- 都市公園の賑わい創出に向けたイベント開催など、運営に関する事項について
- キャッチボールやバーベキューなどの可否や、利用上のルール作りについて
- 住民参加による花壇作りや清掃などの美化活動など、住民協働のルール作りについて

○「札幌市公園施設長寿命化計画※」による計画的な公園施設管理

公園施設の全体的な老朽化が進行していることから、「札幌市公園施設長寿命化計画（平成 28 年策定）」により、計画的な維持補修や更新を行います。

○公園樹木の健全化・適正化

公園樹木については、定期的な点検と危険木の伐採により健全化を図ります。

また、越境や見通しを阻害している樹木や密植などにより健全な生育が期待できない樹木について、伐採や樹種更新などによる適正化に努めます。



見通しを阻害している樹木

○公園樹木の取り扱い方針等の運用

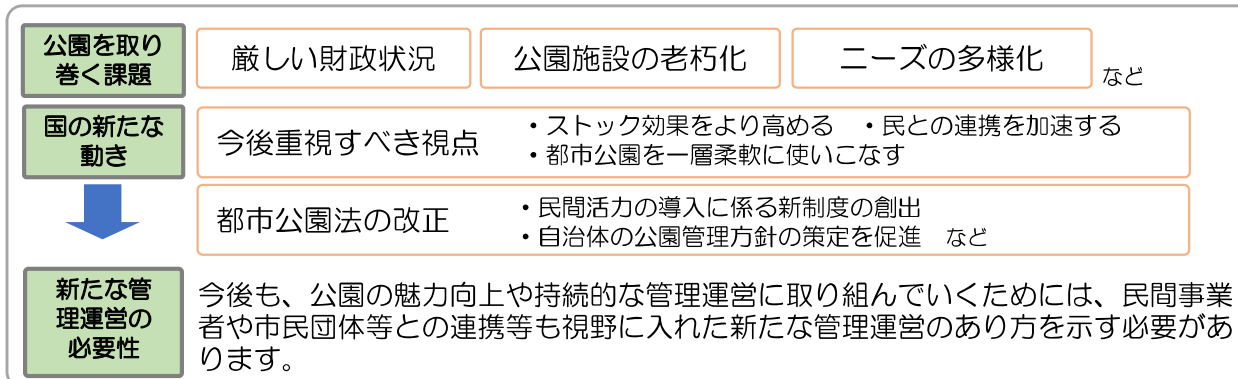
公園樹木の基本的な考え方を整理した「公園樹木の取り扱い方針及び指針※」については、早生樹種の取り扱いや災害に配慮する視点を盛り込むなど、指針の改訂を行っています。今後、この方針等に基づき、公園樹木の維持管理を行うとともに、樹種の設定や配植等の検討を行います。

※ 札幌市公園施設長寿命化計画：計画的な各公園施設の補修、更新を目的とし、公園施設状況の把握、安全面の確保、効率的・効果的な施設の維持管理を実施する計画。

※ 公園樹木の取り扱い方針及び指針：市内の公園樹木のあるべき姿を提示し、樹木の機能を最大限に発揮するために樹木の取り扱い方針を示す「公園樹木の取扱い方針（H19 改訂）」、公園の計画、造成等で、新規植栽を行う際の具体的な指針を示す「市街地に設置する公園における植栽設計指針（H31 改訂）」、公園の再整備や既設公園の維持管理の中で、樹木の移植や伐採を行なう際の具体的な指針を示す「身近な公園における樹木の取り扱い指針（H31 改訂）」のこと。

主要公園の管理運営のあり方について

【背景と目的】



【対象公園】

民間活力導入の可能性などを踏まえて、本市で重要な位置づけとなっている主要公園（総合公園、運動公園、都心部に位置し多くの市民に利用されている公園）を対象とします。（下表参照）

【目指すべき管理運営の方向性と推進施策】

①公園の特性に応じた管理運営を行います	公園はそれぞれに異なる特色（機能）を持っており、こうした特色を「特性」として捉え、特性に応じた管理運営を行います。
②公園の魅力を高めます	既存公園の資源を活用し、公園の特性を理解したうえで、公園の魅力を一層高めます。
③持続可能な管理運営を行います	民間資金の活用や多様な主体が公園の管理運営に関わる仕組みをつくり、持続可能な公園の管理運営を行います。

※留意点：民間活力を導入する際には、公園の特性に十分配慮し、憩い・安らぎと賑わいが両立するように留意します。

【主要公園の機能と特性の概要】

公園の基本的機能について、公園区域内のみどりや配置施設の状況などを考慮したもの各機能を4段階で整理しており、*印が多いほど機能が高いことを示しています。

公園名		公園機能				集客機能
		環境保全	都市景観	運動・レクリエーション	コミュニティ	
特殊公園	大通公園	**	****	**	**	****
	創成川公園	*	***	*	**	***
総合公園	中島公園	***	****	****	**	****
	円山公園	***	***	***	**	***
	百合が原公園	**	***	**	***	**
	月寒公園	***	**	***	****	***
	藻南公園	***	**	**	**	**
	前田森林公園	***	***	**	***	**
	平岡公園	****	**	**	****	**
	モエレ沼公園	*	****	**	***	***
	川下公園	**	*	***	**	**
	五天山公園	**	**	**	**	**
運動公園	屯田西公園	*	*	***	**	**
	手稲稲穂公園	**	**	***	**	**
	農試公園	**	*	****	***	**

本表が示すとおり、公園ごとに機能や特性は異なるため、公園の特性に応じて管理運営の方向性を整理する必要があります。

なお、本表は園内施設等を対象として整理したものであり、捉えきれていないものもあることから、細かな方向性も含めて、個別公園ごとの管理運営方針(個別方針)を作成し整理します。

※個別方針は、公園管理運営の指針となるほか、民間活力の導入を検討する際の基礎資料として活用します。

【事業展開】

2017年の都市公園法改正に伴って創設された「公募設置管理制度」(Park-PFI)等を活用して、今後、公園の魅力向上や持続的な管理運営に取り組んでいきます。

多くの人がみどりにふれあい、幸福感のある日常生活を送っています。

市民の多様なニーズを的確にとらえ、都市公園や森林など身近なみどりを活用できる環境を積極的に作り、みどりを通じて誰もが暮らしやすい豊かな地域コミュニティの創出を進めます。

方向性 11

自然を知り・守り・つくり・活かす活動の推進

札幌が持つ多様な自然環境を保全するためには、市民一人ひとりが、自然環境について親しみと興味を持ち、理解を深め守り育み活かすことが重要です。

そのために、多様な主体と連携した活動や市民向け自然観察会など、自然を知り守り育み活かす身近な活動を推進していきます。

主な施策

○市民・活動団体・事業者など多様な主体との連携による森づくり

白旗山をはじめとする都市環境林の間伐、下草刈り、植樹など森林の維持管理を進めていくために、市民はもとより事業者や地域に根ざした森林ボランティア団体などと連携します。



白旗山

○自然観察会や学習会の実施

白旗山都市環境林などにおいて森林とのふれあいを通じた、森林の大切さなどへの理解のための市民向け観察会や学習会などを開催します。



自然観察会を行っている様子

○環境教育の推進

都市の生活環境と自然環境とが調和していることが、札幌の利点であり、こうした利点を環境教育、環境学習に生かしていくことが必要です。

札幌市豊平川さけ科学館などにより、豊平川のサケを始めとする生物や自然環境の保護に関する知識の普及を目的とした環境教育を推進します。



公開さかな調査



札幌市豊平川さけ科学館の実習館の様子

都心をみどりで彩り楽しむ活動の推進

市民や来訪者が多く訪れる都心のみどりは、快適な生活環境を提供するとともに、札幌らしい景観を形成しています。

また、みどりのオープンスペースなどは、市民が五感を通じて感じられるうるおいを創出し、憩いの場を提供しています。

札幌の顔となる都心において、みどりづくりに関わる活動を通じて、都市景観の向上や地域交流の活性化を図ります。

主な施策

○花と緑の都心まちづくりネットワーク

これまでは、札幌市全域を対象に花やみどりづくりを行っている個人・団体を対象とした登録制度を運用し、花と緑のネットワークを確立してきました。今後は、市民やNPOの主体的な活動に対して都心を中心に支援し、市民や事業者の参加を促し、みどりを通じたコミュニティづくりを行っていきます。

・都心の公園や広場で地域交流を活性化

都心での緑化活動を促進するため、都心で働く若年層を対象に講習会を開催し、新たな活動と地域交流を活性化していきます。

・都心でのおもてなし緑化

都心では、おもてなしの気持ちを込めたコンテナ花壇を市民と連携して、デザイン作りから管理まで協働で行ってきました。今後は、ボランティアの技能向上に向け、さらなる支援を実施し、より魅力的な花壇を作ることとはもとより、ボランティアの人々が楽しみ、来場者にも札幌らしさを感じていただけるような活動を行うことで、生活にうるおいをもたらします。



都心のコンテナ花壇の植え込みを市民参加で行っている様子

身近な緑化活動の推進

より多くの市民が身近なみどりづくりに取り組んでいけるよう、気軽に参加できる機会の提供や支援を進めるとともに、継続した活動が可能となるよう、制度の充実や普及啓発などを行います。

主な施策

○緑化活動の推進

市民の庭や事業者の敷地など、身近な場所において、アダプト・プログラム※、マイタウン・マイフラワープランなどの制度の活用を通じた普及啓発を行い、緑化活動の推進を図ります。



緑化活動の様子

○みどりづくり講習会の実施

市民に気軽にみどりづくりに触れてもらえるよう、緑のセンター※などで季節にあわせた植物や園芸をより楽しむためのさまざまな講習会を開催します。

※ **アダプト・プログラム**：道路など一定区画の公共の場所を「アダプト（養子）」にみたて、ボランティアとなる地域団体や事業者などが「里親」となって継続的に環境美化活動を行い、行政がその活動を支援するもの。

※ **緑のセンター**：みどりの相談窓口や、各種園芸教室や押し花などの講習会の開催、不要になった樹木や草花を欲しい方に仲介するサービスなどを実施している施設。現在、豊平公園みどりのセンター、百合が原公園緑のセンター、平岡樹芸センターの3施設がある。

協働によるみどりづくりの仕組みの充実

みどりの将来像の実現に向けてみどりづくりを進めていくためには、さまざまな主体と連携することが重要です。

これまでも札幌市では、町内会やボランティア団体、事業者などさまざまな主体と連携し、みどりづくりを進めてきました。

今後は協働によるみどりづくりのより一層の推進のため、効果的な情報提供やみどりづくりの活動に関わる人の裾野を広げる取組、ボランティアリーダーの育成、若い世代や子育て世代なども参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

主な施策

○効果的な情報発信の検討と推進

市民活動を推進するために効果的な情報発信の方法を検討します。

・情報提供・共有のしくみ

市民、活動団体、学校、事業者などが行っている活動の充実、さらには新たな活動への展開を目指し、相互の情報提供・共有による連携のしくみを整えます。

・交流の場や機会の創出

市民、活動団体、学校、事業者などが行っている活動の連携を図るため、広く市民に活動を紹介するとともに、市民を交えた活動団体が交流するイベントを開催するなど、団体同士や市民と活動団体との交流のための場や機会を創出します。



大学と活動団体の協働による花植え

○イベントの開催などへの支援

みどりにかかわる人の裾野を広げるイベントの企画・運営や、さまざまな担い手によるイベントの開催などへの支援を行います。

○大学などとの連携

札幌の風土・歴史・文化などの特徴を活かしたみどりのまちづくりを、市民・活動団体・学校・事業者などと連携・協力しながら取り組みます。

・連携・協力による調査・技術開発の推進

札幌の気候風土や街並みに適したみどりの技術づくりを進めるため、学校・研究機関・行政機関などとの連携・協力によるみどりに関する調査や技術開発を進めます。



大学との連携の様子

・市民の自主的調査研究の支援

市民や活動団体によるみどりにかかわる調査研究がより活発に行われるよう、調査フィールドの提供などを含めて支援するしくみを整えます。

○ボランティア活動の促進

市民との連携によるみどりづくりを進めてきた結果、みどりのボランティア活動への登録者数は増えてきており、これからも、市民・活動団体・事業者など多様な主体がボランティア活動に気軽に参加し、継続できる支援に取り組んでいきます。

・ボランティア活動促進計画の策定と実施

公園ボランティアや森林ボランティア・タウンガーデナーなど、みどりに関わるボランティアのあり方を検討し、市民が参加しやすく継続できるボランティア活動の環境を整えるため、ボランティア活動促進計画を策定します。

・ボランティアリーダーの育成

園芸・緑化技術だけでなく、団体運営に必要な知識や、コーディネーターとしての役割などを広く学び、地域の緑化活動の推進力となる人材を育成します。

・ボランティアネットワーク拠点の構築

ボランティア活動を希望する人へ近隣のボランティア団体を紹介する場や、ボランティア同士の情報交換や交流の場が求められていることから、大規模公園の管理事務所や地区センターなどに、ネットワークづくりのための拠点機能を持たせることを検討します。



ネットワークサポーター育成講座の様子

○活動拠点機能の充実

自然観察、環境教育など公園緑地や都市環境林における活動をより一層推進するために、活動団体の活動場所や内容、運営形態に応じて、活動拠点の機能を充実させます。また、活動しやすく魅力的な拠点機能の充実を図るため、市民や活動団体などとの連携による運営体制を整えます。

第7章 推進プログラム

第7章 推進プログラム

1 推進プログラム

推進プログラムは、「第4次札幌市みどりの基本計画」の実現のため、優先的に取り組む施策について、取組手法や手順を示すことで施策の具体化を推進する実行計画です。今後、施策の取り組み状況に応じて項目は追加していく予定です。
※前期は令和2年度から令和6年度、後期は令和7年度から令和11年度を想定しています。

自然

施策の方向性	取組内容	取組スケジュール			
		前期 R2	R6	後期 R7	R11
方向性1 持続的な森林 保全・活用	○森林の保全推進 ・公有化した森林の間伐等（真駒内地区、有明地区等） ・森林の公有化の実施（南沢地区、澄川地区等）	間伐（継続）			
		用地取得（継続）			
	○都市環境林の利活用の推進 ・森林の機能や特性に応じた管理計画の策定 ・人工林の間伐の実施	調査	検討	策定	継続
	○多様化する自然歩道などの利用者への対応 ・市民の森、自然歩道の利用実態調査		調査	整備	
方向性2 生物多様性に 配慮したみど りの保全	○生物多様性に配慮したみどりの保全と創出 ・特定外来生物の関係法令に基づく適切な処理など、公園緑地などの整備、維持管理における生物多様性の保全に向けた適切な維持管理 ・モニタリングなどによる基礎的な情報収集と共有化	検討		実施	
		検討		実施	
方向性3 みどり資源の 有効活用	○市有施設における木材利用の促進 ・小学校等での導入	小学校等の整備時の導入			
	○落ち葉の堆肥化 ・各土木センターや公園における落ち葉の堆肥化への取組	継続			
	○伐採木・剪定枝などの有効活用 ・各土木センターや指定管理者の管理する公園における剪定枝の配布 ・バイオマス燃料・マルチング材の利用	継続			
		継続			
方向性4 北東部の平地 のみどりの保 全	○農地の保全と活用 ・市民農園や体験農園など、地域の実状にあった農的活用の促進	継続			

都市

施策の方向性	取組内容	取組スケジュール			
		前期		後期	
		R2	R6	R7	R11
方向性5 市街地の みどりの推進	○市街地の緑化と保全 ・札幌のみどりの現状の把握 ○グリーンインフラの導入検討及び普及啓発 ・導入検討のための調査 ・モデルガーデンの紹介		調査分析		
		モデルガーデンの設置	効果検証		
方向性6 都心の緑の 増加と価値の 向上	○都心のみどりづくりの推進 ・都心のみどりづくり方針の策定 ○公共施設等の緑化の推進 ・計画中の公共施設における緑化の普及啓発 ○民有地緑化の推進 ・助成制度運用の見直し ○緑保全創出地域制度の見直し検討 ・現行制度の効果検証 ・見直し検討	策定			
			計画段階での協議		
		運用の見直し		助成継続	
			効果検証	見直し検討	
方向性7 街路樹のメリ ハリのある管 理	○札幌市街路樹基本方針の推進 ・主要幹線等の街路樹の充実（ボリュームアップ剪定） ・樹種の改善 ・配置の改善		継続		
			継続		
			継続		
方向性8 多様な機能を 発揮する公園 づくり	○厚別山本公園の整備 ・大規模公園である厚別山本公園の新規整備工事を実施 ○公園の必要性が高い地域での公園づくり ・公有地や民有地の公園整備の可能性について検討 ・民間再開発等によるオープンスペースなどの活用について検討 ○市民緑地認定制度の導入 ・認定制度の運用		継続		
		検討		実施	
		検討		実施	
			運用		

施策の方向性	取組内容	取組スケジュール			
		前期		後期	
		R2	R6	R7	R11
方向性9 ニーズに応じた安全・安心な公園の再整備	○身近な公園の再整備 ・造成後 30 年以上経過した公園について地域ニーズを反映して再整備を実施	継続			
	○大規模公園の再整備 ・農試公園の再整備 ・屯田西公園の再整備	実施設計	工事		
		実施設計	工事		
	○狭小公園の必要に応じた統廃合の検討 ・公園の整備、再整備にあわせて検討	随時検討			
	○公園施設の適正化 ・公園の整備、再整備にあわせて検討	随時検討			
	○安心・安全な公園づくり ・老朽化施設の改修	継続			
	・入り口、園路、駐車場及びトイレのバリアフリー改修を実施	継続			
	・トイレの洋式化や案内表示の整備	整備			
	○災害に強いまちづくりに資する公園づくり ・広場の確保、利用面の機能向上	継続			
	・災害時に役立つ公園のトイレ・水飲み台などの防災機能について、公園検索システムを活用した情報発信	継続			
	・他分野との連携	継続			

施策の方向性	取組内容	取組スケジュール			
		前期 R2	R6	R7	後期 R11
方向性10 公園の適正な 管理と活用の 推進	○民間パートナーと連携した公園の管理運営				
	・市民団体の公園管理運営への参加				
	・公園の利便性や魅力向上等を図るために、P-PFIの公募を実施				
	・公園のコンセプト等を事業者等と共有するためのツールとして、主要公園ごとの管理運営方針を策定	方針の策定			
	○狭小公園の活用				
	・公園の再整備にあわせて、コミュニティガーデンの造成など活性化を図る				
	○ICT活用				
	・HPやSNSを活用した公園のみどころや魅力に関する情報発信の手法の検討と実施	内容検討	実施		
	○プレーパークの場の提供				
	○若者の公園利用の推進				
	○多様な社会貢献の提供や機会の創出				
	○冬季間における公園利用の推進				
	○公園活性化に関する協議会の設置				
	・必要に応じて検討				
	○長寿命化計画による計画的な管理運営				
	○公園樹木の健全化、適正化				
	・公園樹木の現況調査を実施				
	・健全化：点検や診断の結果に基づき、危険木の伐採等の実施				
	・適正化：民地や道路に越境していたり、見通しが悪く防犯上市民生活に支障を及ぼす樹木について、間引きや樹種変更等を実施				
	○公園樹木の取り扱いの方針等の運用				

施策の方向性	取組内容	取組スケジュール			
		前期		後期	
		R2	R6 R7	R11	
方向性 1 1 自然を知り・守り・つくり・活かす活動の推進	○市民団体等との連携による森づくり	継続			
	○自然観察会等の実施	継続			
	○環境教育の実施	継続			
	○さっぽろふるさとの森づくり事業 ・さまざまな世代の市民が気軽に参加できる育樹体験イベントの実施、企業・団体との森づくり協定の継続	継続			
方向性 1 2 都心をみどりで彩り楽しむ活動の推進	○花と緑の都心まちづくりネットワーク ・都心部で働く若年層にみどりに対する理解を深める講習会等の実施	実施			
	・都心でのおもてなし緑化を推進するため、より多くの市民がみどりのまちづくり活動に主体的に取り組めるように検討	継続			
方向性 1 3 身近な緑化活動の推進	○緑化活動の推進	継続			
	○みどりづくり講習会の実施	継続			
	○地域緑化支援事業：歩道以外での緑化活動に取り組む市民を対象に花苗及び技術面の支援の実施	継続			
方向性 1 4 協働によるみどりづくりの仕組みの充実	○効果的な情報発信	継続			
	○イベント開催への支援	継続			
	○大学などとの連携	継続			
	○ボランティア活動の促進 ・公園・森林・タウンガーデナーなどみどりに関わるボランティアのあり方を検討し、市民が参加しやすく継続できるボランティア活動推進計画の策定	策定	運用		
	・ボランティアリーダーの育成	検討	実施		
	・ボランティアネットワーク拠点の構築	検討	実施		
	○活動拠点機能の充実	検討	実施		

第8章 各主体の役割と進行管理

第8章 各主体の役割と進行管理

1 各主体の役割

(1) 市民・活動団体

市民や活動団体は、家庭での庭づくりをはじめ、公園や道路の花壇づくりや清掃など、公共空間の緑化活動に参加することや、その活動の運営など団体として組織的に協力することが期待されます。また、一人ひとりがみどりの価値や機能について理解し、主体的に取り組むことで、みどりに対する意識を高めていくことが重要です。



町内会による街区公園の清掃活動の様子

(2) 事業者・大学などの研究機関

CSR（企業の社会的責任）などを通じて環境意識の啓発を行うことや、土地開発などの企業活動を通じて、うるおいのあるみどりのオープンスペースを創出するなど、地域社会に貢献していくことが求められています。また、大学などの研究機関においては、専門的・学術的な視点から、情報発信やみどりづくりへのアドバイス、みどりに関する調査や技術開発に貢献していく役割が求められています。

(3) 行政

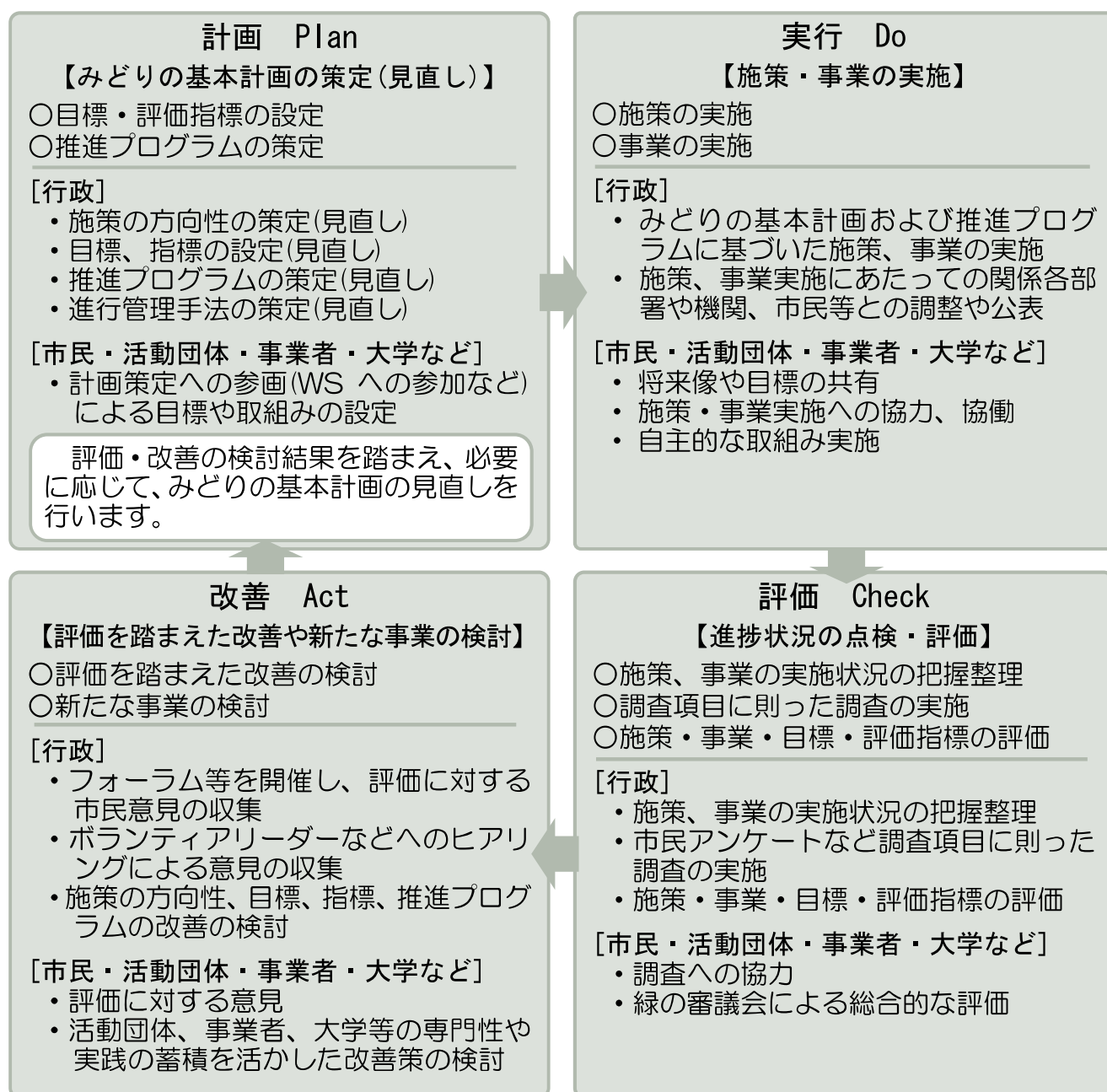
集約的なまちづくりが求められる中で、企業や他の行政機関などさまざまな主体と連携を図り、公園緑地だけでなく、多様なみどりのオープンスペースを創出していきます。また、みどりに関する情報発信やみどりと触れ合う機会を提供するなど、市民や活動団体、事業者・研究機関と連携しながら、緑化行政を推進していきます。

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクル手法※の導入

みどりの基本計画が目指すみどりの将来像の実現に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルの考え方で順応的に計画の進行管理を行います。計画期間の中間年(令和6年(2024年))には、計画の進捗状況を総合的に把握し、目標の妥当性や達成状況について中間評価を行い、評価をふまえた改善や、新たな事業につなげていきます。

また、市民や活動団体、事業者、行政が一体となって計画や施策を推進していくために、積極的に情報を提供・公表し、共有を図ります。



※ PDCA サイクル：マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)の順に実施し、このプロセスを繰り返すことで、業務の改善・向上などを図っていく手法。

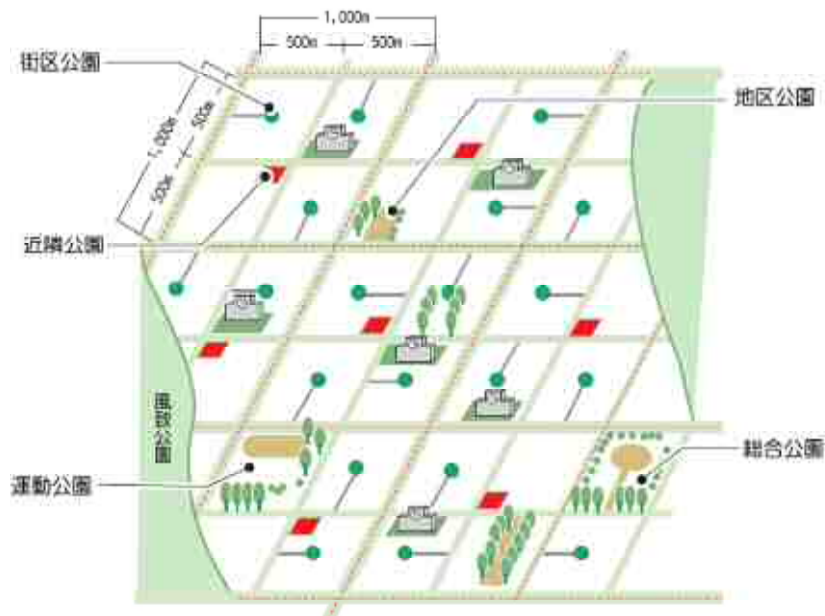
參考資料

1 札幌のみどりの情報

(1) 札幌市の都市公園の種類・一覧

都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25ha。
			近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2ha。
			地区公園	徒歩圏内の住民を対象とした公園でスポーツ施設や休憩施設が配置される。1km以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4ha。
		都市基幹公園	総合公園	休憩や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10～50haが標準的な規模である。円山公園、中島公園などがある。
			運動公園	野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。標準規模は15～75haで、手稲稲積公園、厚別公園などがある。
		特殊公園		自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園で風致公園や動植物園、墓園などが該当する。大通公園や札幌芸術の森などがある。
	広域公園		主に一つの市町村を超える広域の利用を目的とした公園。自然を生かしたさまざまな施設が設置され、標準規模は50ha以上。国営滝野すずらん丘陵公園と真駒内公園がある。	
	緩衝緑地		大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害や災害防止のために設置される。住居地と工業地帯、交通施設を分離することが必要な場所に設けられる。	
	都市緑地		都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地で、0.1ha以上を標準としている。	
	緑道		災害時の避難経路の確保や歩行者や自転車が安心して通行するために設けられた帯状の緑地。幅員10～20mを標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場などを結ぶように配置される。	
自然緑地			森林レクリエーションの場として設けられる緑地で、市有林を活用した都市環境林と民有林を借用して開放している市民の森がある。	
その他の公共施設緑地			公園以外的一般に開放された公共施設の緑地。サッポロさとらんど、河川の緑地、北大付属植物園などがある。	

■公園の配置モデル図



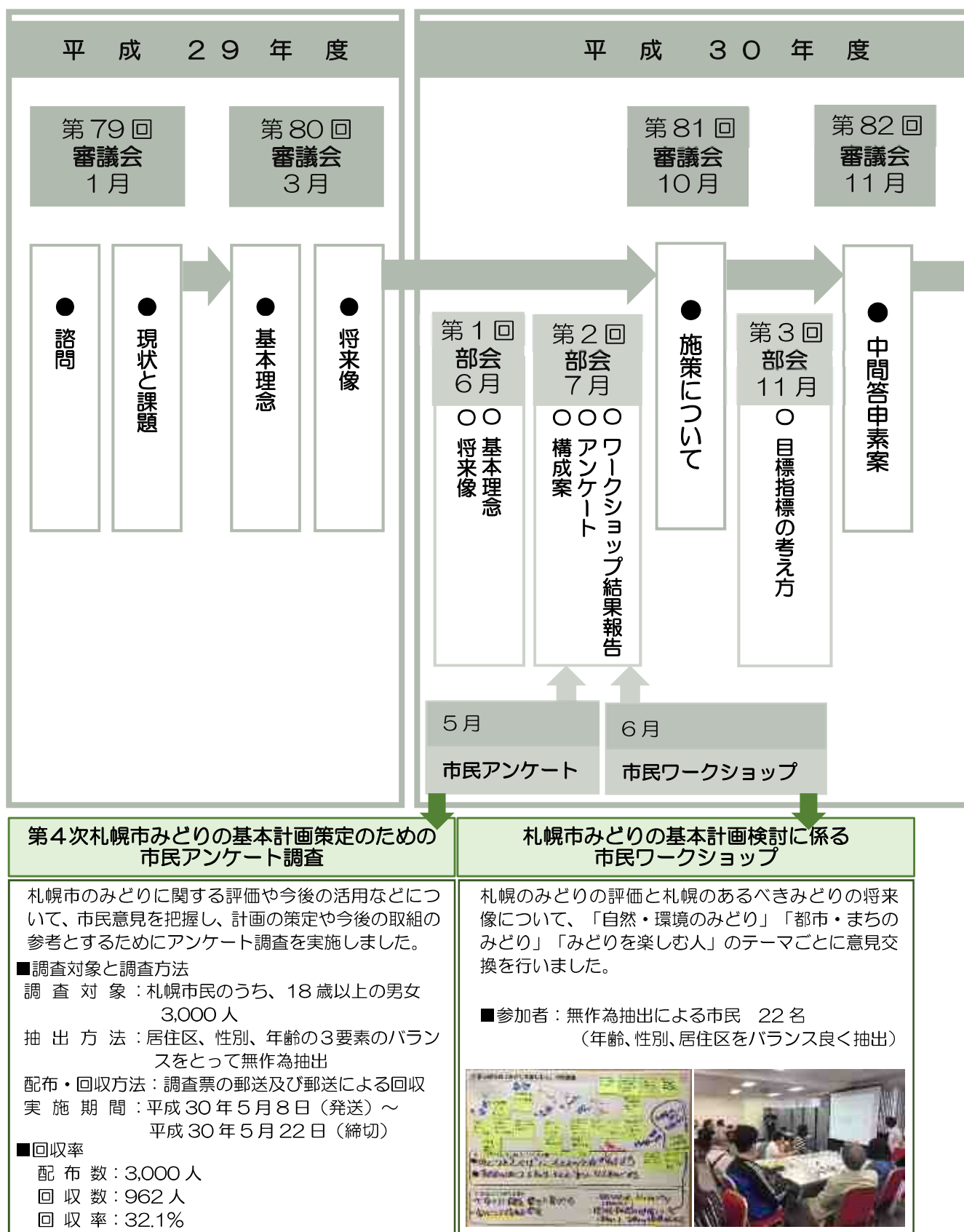
(2) 札幌市の地域制緑地の種類

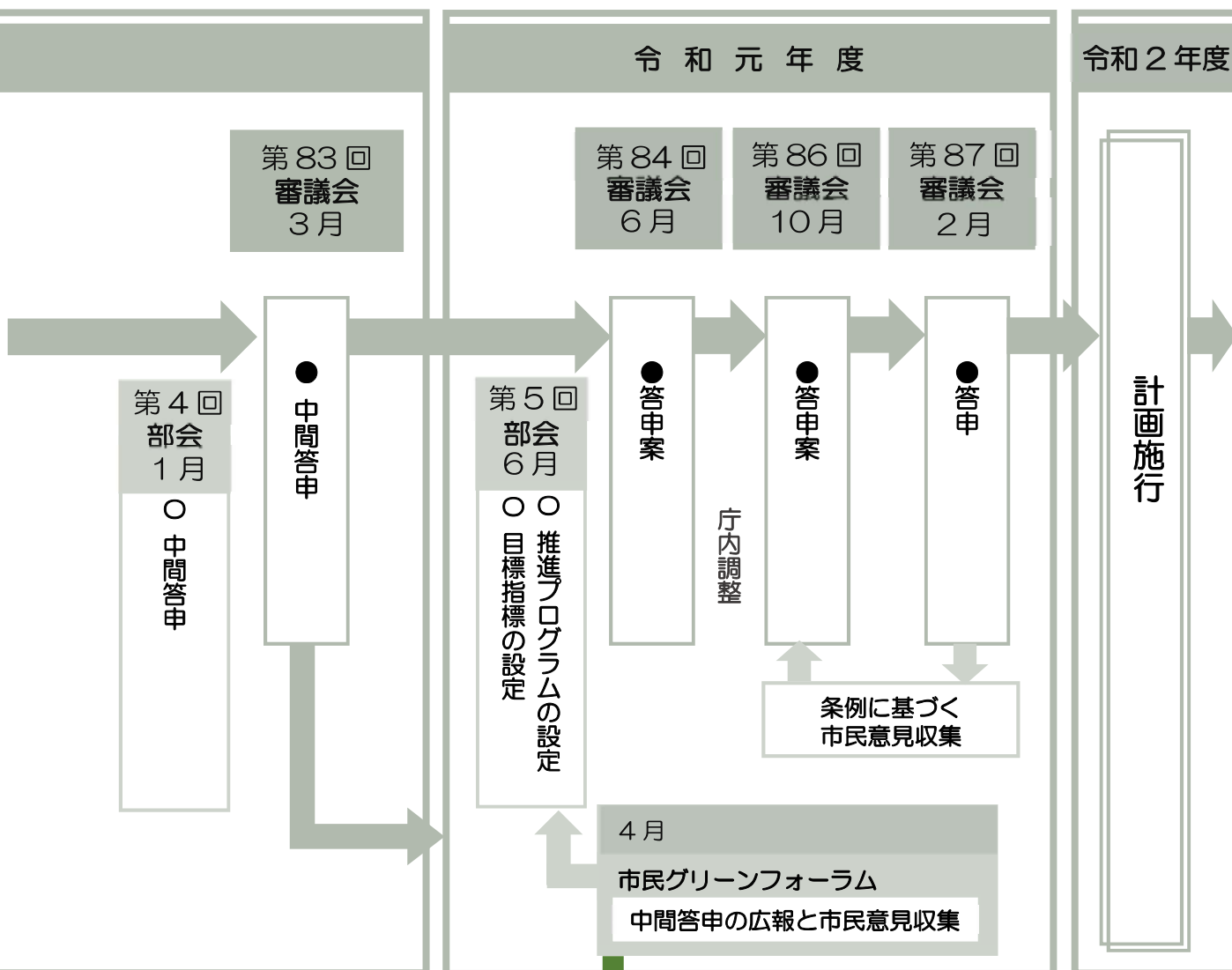
地域制緑地とは、法律や条例、要項などの制度によって、公有地、私有地を問わず良好な緑地を保全している場所を指します。札幌市では下表に示したものが指定されています。

都市計画法に基づく指定	風致地区	都市の風致を維持するために定められた地区であり、建築物の建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制を設けている。
都市緑地法に基づく指定	特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められた地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買入れの制度が設けられている。
森林法に基づく指定	保安林	災害の防止や公共の福祉の増進のために定められる森林であり、伐採など森林の機能が損なわれる行為は禁止される。
札幌市緑の保全と創出に関する条例	緑保全創出地域	特別緑地保全地区に準じた良好な自然環境を保全するために定められる地域であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。
	市民の森	民有林所有者の協力を得ながら、借地により良好な樹林地を保全するとともに、市民に自然とのふれ合いの場を提供する。
北海道自然環境等保全条例に基づく指定	環境緑地保護地区	市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持または造成することが必要な地区を指定し、土地形質の変更などを規制する。
	学術自然保護地区	動植物の生息地、地質鉱物の所在地で学術上保護することが必要な場所を指定し、植物や鉱物、火入れ、水質の汚濁を禁止する。
	自然景観保護地区	良好な自然景勝地として保護することが必要な場所を指定し、土地形質の変更などを規制する。
都市の美観風致を維持するための樹林保全に関する法律による指定	保存樹木 保存樹林	由緒・由来のある樹木や市民に親しまれている樹木について指定するものであり、所有者は枯損防止に努めなければならない。
札幌市緑の保全と創出に関する条例		
道条例記念保護樹木による指定		

2 札幌市みどりの基本計画の策定経緯

■第4次札幌市みどりの基本計画策定の進め方





第4次札幌市みどりの基本計画 市民グリーンフォーラム

中間答申を広く市民に周知してご意見をいただくとともに、今後、札幌のみどりをどのように活かして都市の魅力を高めていくかを考える機会として開催しました。

■来場者：430名

（パネル閲覧、グリーンカフェ、トークセッションの来場者数の合計）



審議会

市長が諮問する「第4次札幌市みどりの基本計画の案」の作成について、「札幌市緑の審議会」での審議とともに、専門的に調査審議するため、「緑の基本計画部会」を設置し検討を行っています。



3 札幌市緑の審議会

札幌市緑の審議会は、昭和 52 年 5 月に「旧札幌市緑化推進条例」に基づき設置され、平成 13 年 10 月に施行した「札幌市緑の保全と創出に関する条例」においても、引き続き、設置することとされており、みどりの基本計画の策定・変更など条例に定められた事項について審議するほか、市長の諮問に応じて緑の保全および創出に関する重要事項を調査・審議する機関です。

平成 30 年 1 月に札幌市長より、本計画の案の作成を諮問されたことから、専門的に調査審議するための「基本計画部会」を設置し、本計画案を作成しています。

<第 20 次、第 21 次 札幌市緑の審議会委員名簿>

第 20 次任期 平成 29 年 7 月～令和 元 年 6 月
第 21 次任期 令和 元 年 7 月～令和 3 年 6 月

氏 名	第 20 次	第 21 次	所 属 等
アイコウ テツヤ 愛 甲 哲也	◎◆	◎	北海道大学大学院農学研究院准教授
イマイ アスカ 今井 明日香			札幌弁護士会
オザサ タカオ 小 篠 隆生	◆		北海道大学大学院工学研究院准教授
オザワ タケオ 小 澤 丈夫			北海道大学大学院工学研究院教授
カタヤマ めぐみ 片山 めぐみ	◆	○	札幌市立大学デザイン学部講師
コイズミ アキオ 小 泉 章夫	○◆		北海道大学大学院農学研究院教授
コニシ トシエ 小 西 トシ枝			札幌商工会議所女性会
ササキ タカノブ 佐々木 貴信			北海道大学大学院農学研究院教授
シマダ アキヒデ 島田 明英			自然ウォッチングセンター代表
シモムラ カツコ 下村 勝子			札幌市民生委員児童委員協議会
セキ タケシ 関 剛			国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 北海道支所
タケウチ タダス 竹内 督			公募委員
タケザワ ミチ子 竹澤 美千子			公募委員
タツミ ケイコ 翼 佳子			公募委員
トヨシマ ノブエ 豊 島 宣恵			一般社団法人北海道建築士会
フクダ ナナ 福田 菜々			北海道科学大学工学部建築学科准教授
ミカミ ナオユキ 三上 直之	◆		北海道大学高等教育推進機構准教授
ヤマモト ヤスシ 山本 泰志			公益財団法人北海道環境財団
ヨシダ ツヨシ 吉田 剛司	◆		特定非営利活動法人 EnVision 環境保全事務所

◎会長、○副会長、◆部会委員

4 第4次札幌市みどりの基本計画策定のための市民アンケート調査

①アンケート調査の概要

札幌市では、市民 3,000 人を対象に、みどりの現状評価やみどりづくり活動などについて、市民意識を把握し、計画の策定や今後の取組の参考とするためにアンケート調査を実施しました。

【調査対象と調査方法】

調 査 対 象 : 札幌市民のうち、18 歳以上の男女 3,000 人

抽 出 方 法 : 居住区、性別、年齢の3要素のバランスをとって無作為抽出

配布・回収方法: 調査票の郵送及び郵送による回収

実 施 期 間 : 平成 30 年 5 月 8 日(発送)～平成 30 年 5 月 22 日(締切)

回収数: アンケートの回収数は 962 通であり、回収率は 32.1%となっている。

アンケートの設問概要は下記のとおりです。

1. あなた自身のことについて(平成 30 年 4 月 1 日現在)
2. 札幌のみどりについて
基本計画の認知度/札幌の風景・イメージ/札幌に不足しているみどり/
市民や企業、行政が協力して優先して取り組んでほしいこと
3. 公園について
小さな公園について/大きな公園と一緒にあると良い施設
4. 自然歩道について
利用したことのある自然歩道/自然歩道の利用目的/自然歩道の整備方針/
自然歩道の活用方法
5. 都心のみどりについて
都心の公共施設の緑化の満足度/都心の民間施設の緑化の満足度/
都心の公共・民間施設にほしいみどり/みどりを増やしてほしい都心の施設
6. 街路樹について
街路樹の大切なはたらき/住まい近くの街路樹の有無/
街路樹に関する取組みへの印象について
7. みどりのボランティアについて
ボランティアへの参加の有無/参加のきっかけになりそうなこと/
参加したいボランティア活動/参加したいボランティア活動の場所/
ボランティア活動に期待すること

その他 自由記述

②アンケートの結果

= 札幌のみどりについて =

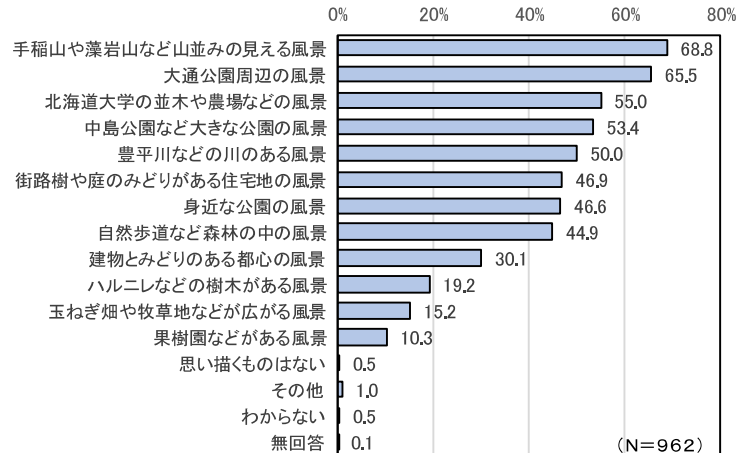
問2-2 札幌の原風景として思い描くものは、どのようなものか（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

「山並みの見える風景」が約69%と最も多く、次いで「大通公園周辺の風景」とが約66%であった。

【居住区別の傾向】

中央区では「中島公園などの大きな公園の風景」、白石区・豊平区では「豊平川など川のある風景」、北区では「北海道大学の並木や農場などの風景」が多く、居住区内もしくは近隣のみどりを原風景として思い描いている傾向が見られた。



問2-3 札幌のみどりに関する現状で、何が不足していると思うか（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

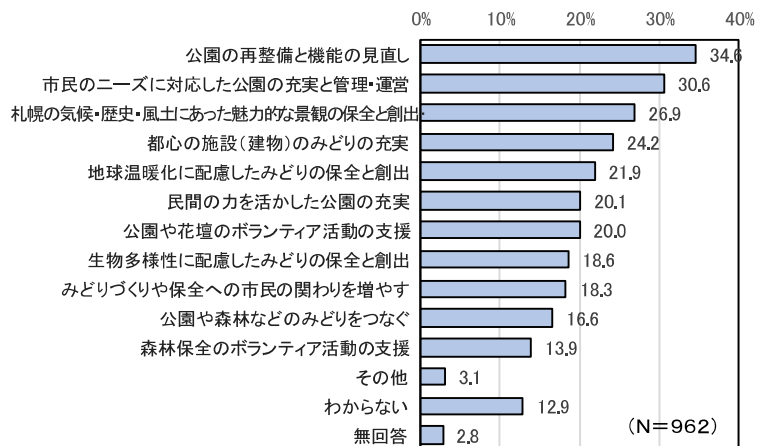
「公園の再整備と機能の見直し」が約35%で最も多く、次いで「市民ニーズに対応した公園の充実と管理・運営」が約31%であった。

【年代別の傾向】

上位3位はおおよそ全体と同様の傾向を示したが、10～40代は「都心の施設（建物）のみどりの充実」、80代ではボランティアに関する回答が上位となった。

【子育て世帯】

「民間の活力を活かした公園の充実」が上位となった。



問2-4 みどりをつくるために優先して取り組んでほしいことは何か（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

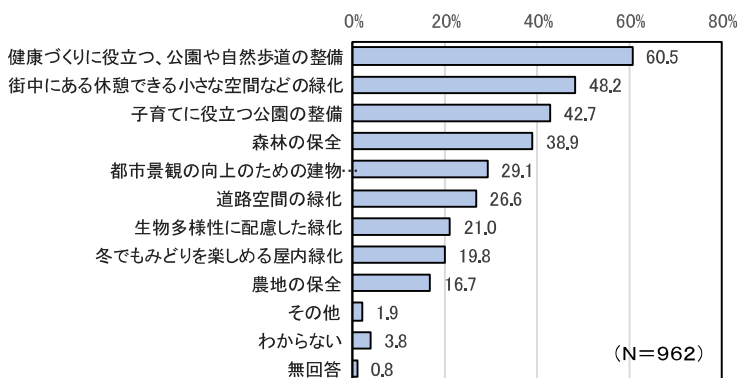
「健康づくりに役立つ、公園や自然歩道の整備」が約61%で最も多く、次いで「休憩できる小さな空間などの緑化」が約48%、「子育てに役立つ公園の整備」約43%であった。

【年代別の傾向】

50、60代では他の年代よりも「森林の保全」の要望が多くあった。

【子育ての有無別の傾向】

子育て世帯は全体と同様の傾向であったが、子育て世帯以外は、「森林の保全」が上位となった。

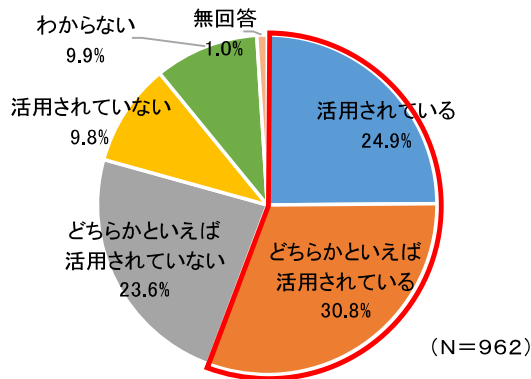


= 公園について =

問3-1 (1) 自宅近くの小さな公園は普段から活用されていると思うか（あてはまるもの1つに○）

【全体の傾向】

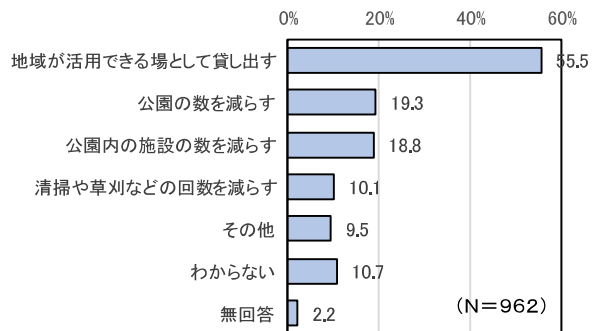
「活用されている」「どちらかといえば活用されている」を合わせると**約56%が活用されている**との回答であった。



問3-1 (2) 今後の小さな公園のあり方はどうなっていくと良いと思うか。（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

「**地域が活用できる場として貸し出す**」が約56%で最も多かった。



問3-1 (3) 地域が活用できる場として貸し出す場合、どのようなことに利用したいか。（あてはまるもの全てに○）

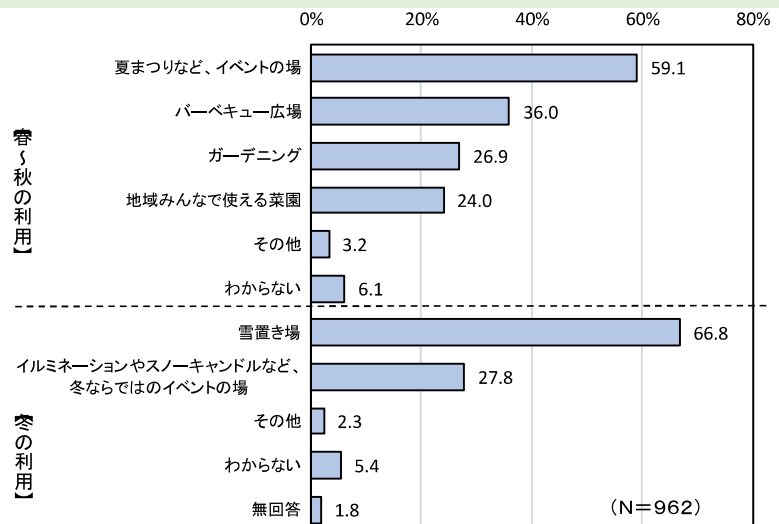
【全体の傾向】

夏～秋の利用では、「夏まつりなどのイベントの場」、冬の利用では「雪置き場」が多かった。

【年代別の傾向】

夏～秋の利用「バーベキュー広場」は、年代が低くなるにつれて要望が多くなった。10～30代では半数以上の回答があった。

30、40代の冬の利用は「雪置き場」が80%程度であり、他の世代に比べニーズが高かった。



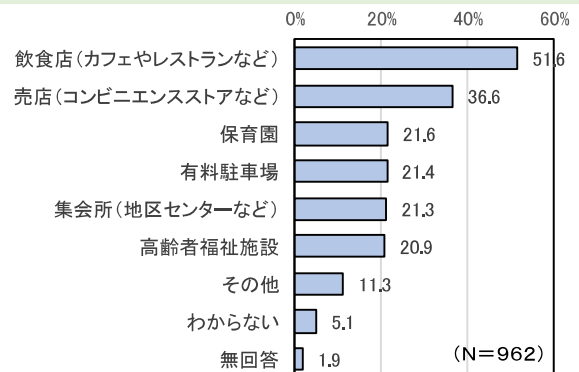
問3-2 札幌市の大きな公園（約300坪（約1,000m²）以上）と一緒にあると思う施設は何か（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

「**飲食店**」は約52%、「**売店**」は約37%で要望が多くあった。「保育園」「有料駐車場」「集会所」「高齢者福祉施設」は20%程度であった。

【年代別の傾向】

10～70代では上位2位は、全体と同様の傾向となった。3位となったものは、20～40代では「保育所」、50～60代では「有料駐車場」60、70代では「高齢者福祉施設」で、**各年代のライフスタイルに関わりの大きいものが選ばれる傾向**にあった。



= 自然歩道について =

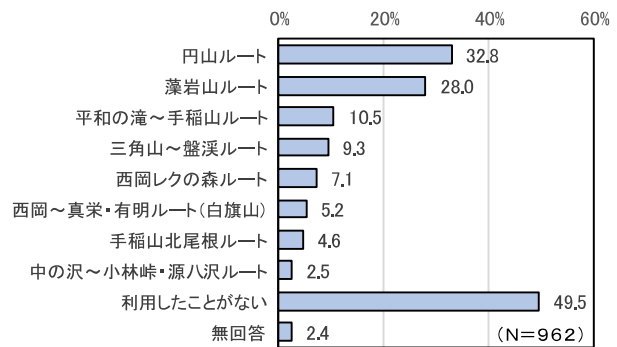
問4-1（1） 利用したことのある自然歩道はどれか（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

利用経験の有無は、ほぼ半数に分かれた。利用したことのあるルートとしては、「円山」が約33%でもっとも多く、次いで「藻岩山」が約28%であった。小学校等の遠足などで利用されているルートが多い結果となった。

【居住区別の集計】

中央区では「円山」、南区では「藻岩山」、西区では「三角山～盤渓」、手稲区では「手稲山北尾根」「平和の滝～手稲山」が他の区に比べ多く、居住区内もしくは近隣の自然歩道を利用している傾向が見られた。



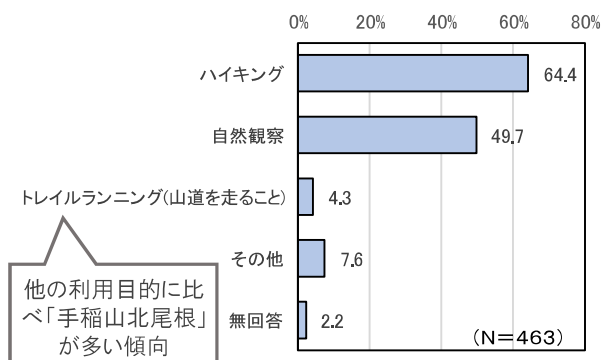
問4-1（2） 自然歩道をどのように利用しているか（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

「ハイキング」が約64%で、「自然観察」が約50%であった。

【年代別の傾向】

20代、60～80代以上では「自然観察」が50%以上で他の年代よりも多かった。



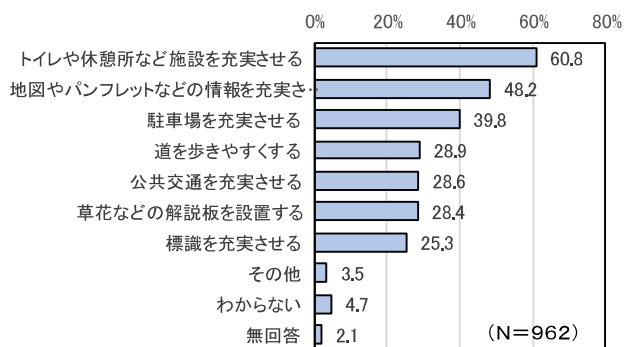
問4-1（3） 自然歩道をどのようにすると使いやすいと思うか（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

「トイレや休憩所など施設を充実」が約61%、次いで「地図やパンフレットなどの情報の充実」が約48%であった。

【子育ての有無別の傾向】

子育て世帯では、「駐車場を充実」が子育て世帯以外に比べニーズが高かった。



問4-1（4） 自然歩道をどのように活用したいか（あてはまるもの全てに○）

【全体の傾向】

「健康づくりの場」「自然観察や環境学習の場」が60%程度で高いニーズがあった。「利用者同士の交流の場」や「観光客などが自然と触れ合う場」は20%程度であった。

【年代別の傾向】

「健康づくりの場」「自然観察や環境学習の場」はすべての年代で上位となった。10～30代では、「観光客などが自然と触れ合う場」、60～80代以上では、「利用者同士の交流の場」が多かった。

